

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波指導検査士資格更新実施内規

(平成25年 8月23日 制定)
 (平成26年 3月14日 改正)
 (平成26年11月28日 改正)
 (平成27年 8月 7日 改正)
 (平成28年 1月15日 改正)
 (平成28年 3月11日 改正)
 (平成28年 4月 1日 改正)
 (平成28年 8月19日 改正)
 (平成29年 3月10日 改正)
 (平成29年 8月18日 改正)
 (平成30年 4月27日 改正)

- 1 公益社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という)は、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波指導検査士(以下「指導検査士」という)の資格保持のため、次により認定更新を実施する。
- 2 超音波指導検査士資格の有効期間は5年間とし、更新手続は5年ごとに行う。
- 3 資格更新を行おうとする者は、申請時まで継続して、本会の正会員、シニア会員、準会員(期間中にここに掲げる一つの資格からここに掲げる他の資格に種別変更があった場合を含む。)のいずれか、及び超音波検査士でなければならない。
- 4 資格更新の審査は、本会超音波検査士制度委員会(以下「本委員会」という)が行う。
- 5 理事長は、本委員会が審査を行い適格と判定した者に、理事会の承認を得て認定証を交付する。
- 6 資格更新には、指導検査士の認定又は前回の資格更新を受けてから5年間に、次に定める単位を100単位以上取得していることを要する。(50単位については本会が企画したものへの出席・発表(論文掲載も含む)に限る)

研修・業績単位表：

(1) 学術集会

	出席(注1, 4)	発表(注2, 3, 4, 5)
日本超音波医学会学術集会(注10)	15(単位)	10(単位)
同上特別企画		
(シンポジウム・パネルディスカッション・ワークショップ)		5
日本超音波医学会地方会学術集会	5	5
日本超音波医学会研究会	5	5
日本超音波医学会超音波診断講習会	5	5
日本超音波医学会小規模講習会		5
日本超音波医学会地方会講習会	5	5
日本超音波医学会学術集会教育セッション	5	5
世界超音波医学学術連合大会(WFUMB)	10	10
アジア超音波医学学術連合大会(AFSUMB), 及びその他のWFUMB加盟学会	10	10
日本超音波検査学会学術集会	5	5
同上特別企画		
(シンポジウム・パネルディスカッション・ワークショップ)		5
指定超音波医学関連学会・研究会	5	5

(2) 超音波医学に関連する論文

「超音波医学」, 「Journal of Medical Ultrasonics」及び「Ultrasound in Medicine and Biology」に掲載された論文(注6, 7) 20(単位)

「超音波検査技術」に掲載された論文(注8)	5 (単位)
(3)DVD及びWEB配信による超音波研修	
日本超音波医学会超音波診断講習会(注9)	2
日本超音波医学会学術集会教育セッション(注9)	2
(4)検査士育成実績(注11)	10(単位)
(5)理事・監事・学会幹事としての活動	1年につき 10(単位)
各種委員会委員としての活動(注12)	1年につき 10(単位)

注1 出席については、出席したことを証明する書類を添付する。

2 発表の単位は、出席の単位に加算される。

3 発表及び論文については、それらを確認できる別刷又はコピーなどを添える。

4 指定超音波医学関連学会・研究会については、会誌に公示する。

5 発表単位は、筆頭者のみとする。

6 「超音波医学」、「Journal of Medical Ultrasonics」及び「Ultrasound in Medicine and Biology」の論文のみ共著者も5単位付与する

7 「超音波医学」、「Journal of Medical Ultrasonics」及び「Ultrasound in Medicine and Biology」の論文については、「総説」、「特集」、「解説」、「原著」、「症例報告」、「技術報告」とする。

8 「超音波検査技術」の論文については、「原著」、「研究」、「症例報告」とする。

9 DVD及びWEB配信による購入日から3年以内に巻末に収録している試験問題に解答し、教育委員会が一定の基準に達していると判定した者のみとする。

10 Ultrasonic Weekの場合、単位については大会毎の設定とする。

11 検査士認定試験受験申請書類のうち「個人票」にある「直接教育・指導を受けた超音波専門医又は超音波指導検査士」欄の指導者として氏名が記載されていることをもって認める。

12 複数の委員会委員であっても、1年につき10単位とする。

7 指導検査士の資格更新を受けようとする者は、会誌に公示する期間中に下記の書類を提出し、資格更新審査・認定料5,000円を納付しなければならない。

一 資格更新申請書

二 研修・業績単位表およびそれを証明する別刷ないしコピー

8 指導検査士資格更新を行うことで保有する検査士資格領域も同時に更新されるものとする。単位が不足する場合や特別な事情により更新ができない場合は、次項目の手続きを行うことにより更新猶予あるいは更新保留ができる。ただし、指導検査士資格更新規定に満たない場合で、検査士資格更新を満たす場合は、検査士資格のみ更新できる。

9 資格更新期限内に取得単位数が規定の点数に達しないことが見込まれる者は、公示する期間中に下記の手続きにより、1年間を限度として更新猶予期間が与えられる。この場合、更新猶予期間内に不足単位を取得したのち、更新申請が行えるものとする。

一 更新猶予申請書の提出

二 更新猶予手数料の5,000円納付

なお、更新猶予期間中も指導検査士を呼称することができない。更新猶予期間は更新後の認定期間の1年目として扱われる。この1年間の取得単位のうち前回分の不足単位を充足するために用いられた点数は、次の更新手続きには加算できない。ただし、余剰の点数は、次の更新単位に加算できるものとする。更新猶予期間終了時に必要な手続きは、前掲6および7項に準ずるものとする。

10 特別な事情(海外留学、長期の病気療養など)の場合には、証明書を添付して更新保留申請をすることができる。保留期間は年単位(留学または療養などの期間の端数は切り捨て)とし、資格更新にはその年数を除き、復帰後と保留期間以前との合計で5年間となる年に通常の更新の手続きを行うものとする。

なお、更新保留期間中は指導検査士を呼称することができない。

11 この内規の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

- 1 この内規は、平成25年8月23日から施行する。
- 2 この内規の改正は、平成26年3月14日から施行する。
- 3 この内規の改正は、平成26年11月28日から施行する。
- 4 この内規の改正は、平成27年8月8日から施行する。
- 5 この内規の改正は、平成28年1月16日から施行する。
- 6 この内規の改正は、平成28年3月11日から施行する。
- 7 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 8 この内規の改正は、平成28年8月19日から施行する。
- 9 この内規の改正は、平成29年3月10日から施行する。
- 10 この内規の改正は、平成29年8月18日から施行する。
- 11 この内規の改正は、平成30年4月27日から施行する。